

限度額適用認定証の申請をすると 入院費用の窓口負担が軽減されます

【高額療養費制度】では、請求された医療費の自己負担分全額を病院窓口で支払い、その後、ご本人様からの申請により、自己負担限度額を超えた部分が払い戻しされます。

入院中は経済的な負担が大きくなるため、予め『限度額適用認定証』をご提示いただくことによって、提示された月より入院費用の窓口負担が自己負担限度額までになります。

手続き、詳細につきましては加入されている保険者の窓口へご相談ください。

なお、当院ではオンラインでの資格の確認が可能となっております。ご希望される方は、事務員へお申し付けください。



70歳未満の自己負担

所得区分（年収）	自己負担限度額	多数該当	食事負担
ア 約1,160万円～	270,300円＋（総医療費－901,000円）×1%	140,100円	550円
イ 約770～1,160万円	179,100円＋（総医療費－597,000円）×1%	93,000円	550円
ウ 約370～770万円	85,800円＋（総医療費－286,000円）×1%	44,400円	550円
エ ～約370万円	61,500円	44,400円	550円
オ 住民税非課税者	36,900円	24,600円	270円

※総医療費・・・保険診療にかかる医療費の総額（10割）です。

※多数該当・・・直近一年間で自己負担限度額に達した月が4回目以降の場合の限度額

※保険診療以外の治療費・差額室料・文書料・入院時の食事負担金は対象外となります。



70歳以上の自己負担

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当	食事負担
現役並みⅢ	270,300円＋（総医療費－901,000円）×1%	140,100円	550円
現役並みⅡ	179,100円＋（総医療費－597,000円）×1%	93,000円	550円
現役並みⅠ	85,800円＋（総医療費－286,000円）×1%	44,400円	550円
一般 ・ 一般Ⅱ	61,500円	44,400円	550円
低所得Ⅱ（住民税非課税者）	25,700円	24,600円	270円
低所得Ⅰ（住民税非課税者）	15,700円		130円

※『限度額適用認定証』を申請した方、途中で変更になった際は必ず医事課へご提示ください

※国民健康保険の制度では非課税世帯（区分オまたは低所得Ⅱ）が長期入院（過去12か月の入院日数が91日以上）に該当した場合、申請により認定を受けると食事療養負担額が1食あたり220円になります（お住いの市区町村へお問合せください）

医療費の請求書は毎月10日に発送します。支払期限は当該月末までとなります。
お支払期日を過ぎますとご連絡させていただきます。

根岸病院 医事課
Tel 042-572-4121